個別支援学級就学奨励費についてのお知らせ

横浜市では、個別支援学級に通っていらっしゃるお子さんの保護者の方々の経済的な負担 を軽くするために、学用品費などの費用の一部を支援する制度があります。

就学奨励費を受けられる方は?

お子さんが横浜市立小・中・義務教育学校の個別支援学級に通われている方です。

世帯の収入や所得により支給される費用の内容が変わります。

※生活保護を受けている方、就学援助を受けるようになる方は、この制度の入学準備費や 学用品費・通学用品費などの支給は受けられません。

就学奨励費の支給を受けるために入学前に準備していただくこと

入学準備費や学用品費・通学用品費を受け取るためにレシートや領収書の提出をお願いしています。

入学前に購入したランドセルや通学用の靴、授業で使用する筆記用具や絵の具セット、体操着などのレシート等は、必ずお手元に保管しておいてください。レシート等に品名が記載されていない場合は、金額の近くに品名を記入しておいてください。「個別支援学級就学奨励費支給を希望しない方」は、レシート等の保管は不要です。

就学奨励費についての詳しいご案内は6月頃にお配りし、申請の手続きなどをお知らせします。支給の上限額等の詳細はお配りしますご案内でご確認ください。

なお、ご提出いただくレシート又は領収書のなかで、学用品費・通学用品費、入学準備費に該当しない物品については、奨励費が支給されません。また、就学援助を受けるようになる方は、保管していただいたレシート等は不要となります。予めご承知おきくださいますようお願いいたします。

○入学準備費・学用品費・通学用品費の対象となる品物

→ランドセル、通学用カバン・リュックサック、入学式用スーツ、筆記用具、ノート、色 鉛筆、絵の具セット、粘土、楽器、体操着、水着、通学用靴、国語辞典、雨傘、レイン コート、通学用帽子、上履き等

ご注意 日用品や通信販売の送料は対象外です。

例:衣類、めがね、時計、携帯電話、ハンカチ、ハンドタオル、お弁当箱等

(よくある質問が裏面にございます)

よくある質問へのお答え

Q1 過去に購入したレシート等でもよい?

A1 「入学準備費」につきましては、原則として昨年10月から今年の6月までに購入した物品が対象となります。

「学用品費・通学用品費」につきましては、原則として今年の3月から来年の2月までに購入 した物品が対象となります。

Q2 このお知らせを見る前に購入して、レシート等がない場合は?

Q2 このお知らせをご覧になる前に購入してレシートを廃棄・紛失した場合は「申立書」を提出していただくことになります。申立書には、購入日、品名、金額の情報が必要です。申立書の提出が必要な場合は、担任の先生又は学校事務職員にご相談ください。

Q3 何円分のレシートが必要?

A3 レシートに記載のある対象物品については、購入金額の1/2が補助対象となります。

例えば、110円のノートのレシートに対しては55円が支給されます。

なお、上限金額が定められておりますので、次のとおりとなります。

<令和3年度 参考>	上限額	上限額を受け取るのに必要な
		レシートの金額(合算可)
入学準備費	25, 555 円	51,110 円分以上
学用品費・通学用品費	5,820円	11,640 円分以上

学校で集金している学校納入金等で対象となる物品を購入した分につきましては、レシート等 の提出は結構です。学校から教育委員会へ報告を行います。

Q4 ポイントカードで貯めたポイントで購入した場合でもよい?

A4 ポイントで購入した物品のレシートは対象外となります。

Q5 いつ学校へ提出するの?

A 5 審査結果の出る9月頃に前期分として、1月頃に後期分として提出をお願いする予定です。 なお、前期分で上限額を受け取った場合は、後期分の提出は不要となります。